

令和4年1月1日
社会福祉法人 綾友会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定します。

◎計画期間

令和4年1月1日から令和8年3月31日まで

◎内容

目 標 1

全職員の年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

【対策】

- ① 令和4年1月から有給休暇の計画的な取得を促進し、半期に一度各事業所に達成率のフィードバックを行う。

目 標 2

全職員の残業時間を平均月20時間以内とする

【対策】

- ① 令和4年1月から業務の優先順位付けや業務分担の見直しを行う。
- ② 令和4年1月から部署会議等で業務内容を調整しノー残業デーや定時退勤の呼びかけを行う。